平成２６年（フ）第３１２号
栃木県那須烏山市滝田1114番地
債務者　菊地　由雄
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１６号
栃木県下都賀郡壬生町大師町21番９号　エリールカシワヤＡ101号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字上稲葉1356番地
債務者　坂田　規子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７１２５号
東京都葛飾区細田４丁目５―９―202
債務者　イネエガゲ曜子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７号
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂430番地　県営中城第２団地108号、住民票上の住所沖縄県宜野湾市普天間２丁目19番10号
債務者　仲松　綾乃（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８８号
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂430番地　県営中城第２団地108号、住民票上の住所沖縄県宜野湾市普天間２丁目19番10号
債務者　仲松　佑樹
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第９４号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目37番44号　中栄アパートＢ―４
債務者　豊里　友幸
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０３号
沖縄県沖縄市高原２丁目２番７号　大里マンション201
債務者　國吉　達也
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２８号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3370番地1835
債務者　片桐かおる
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第３０２号
静岡県藤枝市清里２丁目32番地の16、旧住所水戸市見川１丁目1182番地の18
債務者　浅井　充子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８４号
福岡県大川市大字酒見1439番地の１
破産者　有限会社マルセイ商事
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
北九州市小倉北区中津口１丁目７番５号
破産者　有限会社増田米穀店
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４３６号
川崎市麻生区多摩美１丁目28番13号
破産者　有限会社新田商店
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
富山県高岡市清水町２丁目４番40号
破産者　福井造園土木株式会社
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第７４３３号
大阪府四條畷市江瀬美町14番８号
破産者　松本引越センター株式会社
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６号
堺市堺区北花田口町３丁１番15号
破産者　株式会社ＣＯＲＥ
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
堺市堺区甲斐町東５丁３番10号
破産者　有限会社ワールドイマダ
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市大津区北天満町111番地
破産者　株式会社マナホーム
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１号
千葉県鴨川市横渚634番地３
破産者　佐藤　孝子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部